

厚生労働省より掲示を義務付けられている手術件数

(手術件数は2024年1月～12月)

1 区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等 (頭蓋内腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍摘出術、経鼻的下垂体腫瘍摘出術、脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング、脳硬膜血管結紮術、脳動脈瘤頸部クリッピング、緊急穿頭血種除去術、広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術、機能的定位脳手術、顕微鏡使用によるてんかん手術、脳刺激装置植込術、脊髄刺激装置植込術及び脳神経手術(開頭して行うもの))	0
イ	黄斑下手術等 (黄斑下手術、硝子体茎頭微鏡下離断術、増殖性硝子体網膜症手術、眼窩内腫瘍摘出術(表在性)、眼窩内腫瘍摘出術(深在性)、眼窩悪性腫瘍手術、眼窩内異物除去術(表在性)、眼窩内異物除去術(深在性)、眼筋移植術、毛様体腫瘍切除術及び脈絡膜腫瘍切除術)	0
ウ	鼓室形成手術等 (鼓室形成手術、内耳窓閉鎖術、経耳的聴神経腫瘍摘出術、経迷路の内耳道開放術)	0
エ	肺悪性腫瘍手術等 (肺悪性腫瘍手術、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術、肺切除術、胸壁悪性腫瘍摘出術、膿胸胸膜、胸膜肺切除術(通常のもの)と胸腔鏡下のもの)、胸膜外肺剥皮術、胸腔鏡下膿胸腔搔爬術、膿胸腔有茎筋肉弁充填術、膿胸腔有茎大網充填術、胸郭形成手術(膿胸手術)及び気管支形成手術)	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0

2 区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等 (靭帯断裂形成手術(関節鏡下によるものを含む。)、観血的関節授動術、関節鏡下関節授動術、関節鏡下肩関節授動術(関節鏡下肩鍵盤断裂手術を伴うもの)、骨悪性腫瘍手術及び脊椎、骨盤悪性腫瘍手術)	1
イ	水頭症手術等 (水頭症手術、髄液シャント抜去術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術)	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等 (涙嚢鼻腔吻合術、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術、経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術(頭蓋底郭清、再建を伴うものを除く)、上咽頭悪性腫瘍手術)	0
エ	尿道形成手術等 (尿道下裂形成術、陰茎形成術、前立腺悪性腫瘍手術、尿道上裂形成手術、尿道狭窄グラフト再建術、尿道形成手術、経皮的尿路結石除去術、経皮的腎盂腫瘍切除術、膀胱単純摘除術、膀胱悪性腫瘍手術(経尿道的手術を除く))	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等 (腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)、肝切除術、腹腔鏡下肝切除術、移植用部分肝採取術(生体)腹腔鏡下によるもの)、臍体尾部腫瘍切除術、腹腔鏡下臍頭部腫瘍切除術、臍頭部腫瘍切除術、骨盤内臓全摘術(通常のもの)と腹腔鏡下のもの)、胆管悪性腫瘍手術、肝門部胆管悪性腫瘍手術及び副腎悪性腫瘍手術)	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等 (子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)、卵管鏡下卵管形成術、膈壁悪性腫瘍手術、造膈術、膈閉鎖症術(拡張器利用によるものを除く)、女子外性器悪性腫瘍手術、子宮鏡下子宮内膜焼灼術)	0

3 区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等 (顔面神経麻痺形成手術、上顎骨形成手術、頬骨変形治療骨折矯正術、顔面多発骨折観血的手術)	1
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等 (耳下腺悪性腫瘍手術、上顎骨悪性腫瘍手術、喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術、舌悪性腫瘍手術、口腔・顎・顔面悪性腫瘍切除術)	0
ウ	パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等 (自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付き)、神経血管柄付植皮術(手・足)、母指化手術、指移植手術)	0
オ	内反足手術等 (内反足手術、先天性気管狭窄症手術)	0
カ	食道切除再建術等 (食道切除再建術、食道腫瘍摘出術、(開胸・開腹手術によるもの、腹腔鏡・縦隔鏡下・胸腔鏡下によるもの)、食道悪性腫瘍手術(単に切除のもの)、食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)、喉頭温存頸部食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)、食道切除後2次再建術、食道裂孔ヘルニア手術、腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術)	0
キ	同種死体腎移植術等 (移植用腎採取術(生体)、腹腔鏡下移植用腎採取術(生体)、同種死体腎移植術、生体腎移植術)	0

4 区分4に分類される手術

手術の件数

20

5 人工関節置換術

手術の件数

51

ア	人工関節置換術	51
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(電池交換を含む)	0
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植手術(人工心肺を使用しないものを含む。)、及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0